

忍るべき日本の行政と医療

ICRPに従った結果
を定かに見よう

おぞましき行政と医療の実態
を見よう！

法律に従わず（法治主義の放棄）

Icrpに従う（主権放棄：国際原子力ロビーの傀儡）

内部被曝の無視（ICRPの主目的）を医療処方に

病院食を「福島米」指定（患者に毒を盛る行為）

被曝防護の指針無し

科学と人権の目とは (6)

**行政と医療の被曝者切り捨ては
激しく市民に死亡・病弱をもたらせた**

菅直人内閣とその後の安倍晋三内閣は
原子力災害特措法を無視し、
1mSv/年の法律従わないで20mSv/年を採用
高汚染地帯に市民を永住させ、食べて応援（半強制被曝）

医療現場は放射線被曝被害無視に協力し
放射線被曝治療原理を持たない
内部被曝を容認し病院食に福島米を採用
(放射線弱者に毒を盛る)

事実をありのままに認識すること
は民主主義の土台である

恐るべき未必の殺人被曝防護せずへの変換

国際原子力ロビー

住民が永久的に汚染された地域に
住み続けることを前提に、
心理学的な状況にも責任を持つ、
新しい枠組みを作り上げねばならない

IAEA会議「チェルノブイリ事故後10年」1996年

⇒具体化ICRP2007年勧告
被曝防護の体制を民主憲法から明治憲法へ

日本は事実を隠蔽された巨大な人体実験場

ICRP 2007年勧告

人権保護 ⇒ 国家統治 へ

防護アプローチ ⇒ 状況に基づくアプローチ

被ばく状況	内容
計画被曝	線源の計画的な導入と操業に伴う状況 線量限度 年間 1 ミリシーベルト
緊急時被曝	至急の注意を要する予期せぬ状況 参考レベル 年間20ミリシーベルト～100ミリシーベルトの範囲で国が指定
現存被曝	管理に関する決定をしなければならない時点で既に存在する被ばく状況

放射線被曝分野に憲法はない人権も無い
1mSvを放棄して20mSvを適用した意味

原子力緊急事態宣言

原災特措法にない組織を立ち上げ
法治主義を廃棄し、
法律にない対応を致します。

日本国は主権を放棄し、憲法を放棄し、
国内法を放棄し、
国際原子力ロビーの傀儡植民地と
なることを
宣誓いたします。

2011年3月菅直人内閣

菅直人内閣は何をなしたか

(1) 原子力緊急事態宣言後の対策組織

原災対策本部・現地対策本部・合同対策協議会 (法定組織) 機能させず

福島原子力発電所事故対策統合本部 (私設組織)

内閣府原子力被災者生活支援チーム (私設組織)

⇒原災対策特措法に従わない恣意的組織・決定方法を採用

20mSv/y・SPEEDI不開示・安定ヨウ素剤服用不指示

原子力産業の功利主義ほしいままに跳ね回る魑魅魍魎の世界を招く⇒

地震動被害の無視・山下俊一 et al.

(2) 日本国の法律1mSv/y不適用⇒20mSv/y {巨大出費、故郷喪失}懸念?

住民を保護せず 主権放棄と核産業保護・原発温存

(3) 事故原因調査⇒地震動による細管破断を無視

⇒津波による⇒原発基準地震対策無し⇒原発継続への道

(4) 高汚染地帯での生産活動⇒食べて応援⇒未必の殺意

(5) 国内難民規定遵守せず⇒巨大な差別 (強制避難か自主避難か)

(6) 巨大な犠牲をもたらす

9年間で63万人犠牲⇒長期的には120万人

緊急時の防災体制

万が一緊急事態が発生したら、国、自治体、原子力事業者、防災関係機関は一体となってその対策にあたります。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出すると同時に、自らが本部長となる原子力災害対策本部を官邸に設置します。

緊急事態応急対策拠点施設



(福島県原子力災害対策センター)

原子力緊急時に、国、自治体、原子力事業者が一堂に会する施設で、本県では大熊町に設置されています。

内閣府原子力被災者生活支援チーム

国
原子力災害対策本部
本部長 内閣総理大臣

国
現地対策本部

原子力災害
合同対策協議会

原子力安全委員会

助言
参画

福島原子力発電所事故対策統合本部

関係者の情報共有、意思統一を図り、
緊急時対応策を迅速かつ的確に実
施するために、国、自治体などによ
り組織します。

関係町
災害対策本部
TV会議

無視され、
排除された

住民



避難、屋内退避等指示
(関係町長)

指示・指揮監督

(独)放射線医学総合研究所
(独)日本原子力研究開発機構
原子力事業者

専門的支援

警察 災害警備
消防 消火・救命活動
自衛隊(内閣総理大臣より派遣要請)

原子力事業者
防災組織
(防災管理者)

災害の
拡大防止など

事故現場

福島県防災のしおり

原災 合同対策 協議会

原災特措 法の 必須組織

菅内閣は 設置 しなかつた 代わりに恣 意的組織

原子力災害合同対策協議会

全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整

- ・オフサイトセンター内の情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に関わる関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・各機能班からの緊急事態対応の実施状況の報告、確認
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について
- ・政府原子力災害対策本部への提言

機能班

総括班

- ・オフサイトセンターの管理・運営
- ・協議会運営
- ・旗間連絡・調整
- ・国本部、県・市町村本部等の連絡調整

広報班

- ・報道機関への対応
- ・国本部、県・市町村本部との情報共有
- ・住民等からの問い合わせ対応

運営支援班

- ・各種通信回線の確保
- ・参集者の食糧等の確保
- ・オフサイトセンターの環境整備

住民安全班

- ・避難指示、区域設定・管理に関する調整
- ・住民避難状況に関する調整
- ・輸送に関する調整

医療班

- ・被災者の医療活動の調整
- ・スクリーニング、除染、原子力災害医療に関する情報収集
- ・原子力災害医療に関する基準の策定、実施に関する調査

放射線班

- ・緊急時モニタリング結果等の収集・整理
- ・除染等に関する企画立案

実動対処班

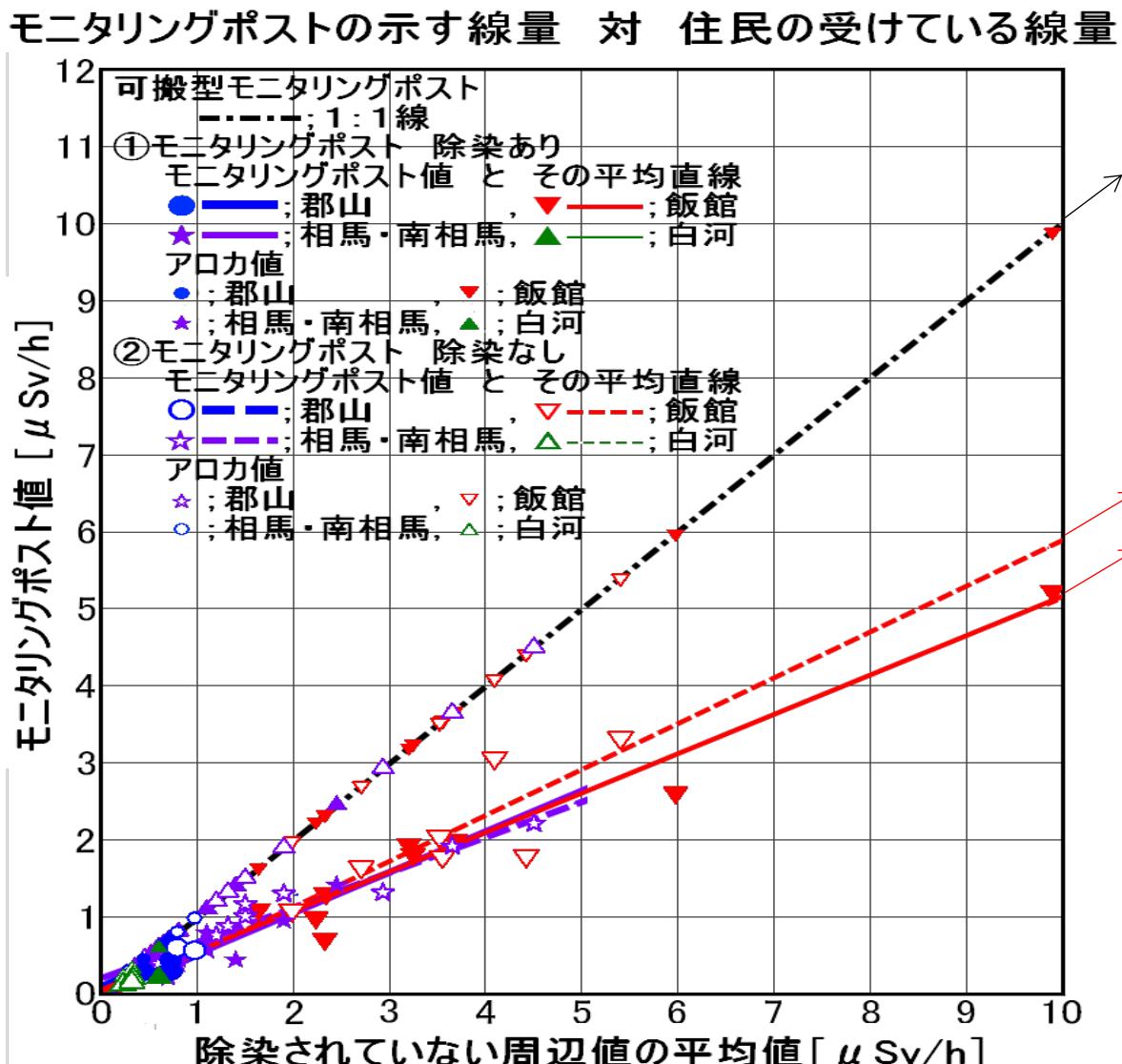
- ・実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整

プラントチーム

- ・事故情報の把握
- ・プラントの状況に関する情報提供

国・福島県は卑劣なことをするもんだ

真値の半分しか示さないモニタリングポスト



↑
住民被ばく量
矢ヶ崎測定

↑
モニタリング
ポスト (除染
なし)

↑
モニタリング
ポスト (除染
あり)

日本独特的問題

- ①知られざる核戦争の餌食
- ②高汚染地帯に住み続けさせられる 120万人
- ③食べて被ばくの拡大再生産～63万人の犠牲者
- ④大嘘の大キャンペーン（山下鎮撫工作）
- ⑤日本の法律は1mSv/年以上の一般市民の被曝を禁止している（電離則）
⇒ 1mSvで保護された市民は居ない
- ⑥チエ法と雲泥の差（基本的人権）

日本独特の問題

- (1) チェでは 基本的人権を保護する (⇒民主憲法)
日本では 原発維持優先功利主義 (⇒明治憲法)
- (2) 「居住禁止」の汚染域に
120万人以上の人人が居住/生産 ⇔ 農業 : 汚染防止措置無し
- (3) 広域な1mSv/年以上・多数の地域住民
「権利の保障」何も無し 強制避難者と自主避難者に差別
- (4) 強汚染地域の生産 IAEA 『永久的に汚染された土地に定住させる』
⇒ 「生産しなければ喰っていけない状況」
- (5) 二次被曝⇒汚染生産物の摂取 (内部被曝)
⇒ 何重もの「被曝安全論」 100Bq/kg以下は安全
<専門家と称する者の嘘八百> 統治者としての鎮撫/宣撫
⇒ 食べて応援 ⇔ (実際は)
「最悪の場合には命を失います。覚悟してお召し上がり下さい」
国が責任取らず、最悪の方法での「助け合い」と「思いやり」
⇒ 風評被害払拭 (食材選択の自由剥奪)

極めて組織的網羅的 人権切り捨ての数々 (1)

- ①噴出放射能は、政府発表はチェルノブイリの7分の1
実態は2倍ほど東電事故が多い
(ストールら、山田耕作ら)
- ②法による1mSv/年の被曝保護基準が無視
20mSv/年 (チェルノブイリの保護開始の34倍) 適用
- ③20 mSv/年決定の違法性 正式な手続き無し
文科省が「暫定的目安として1~20mSv/年」を福島県に対して
「行政通知」として発出した。
- ④20mSv決定に適用地域を明示せず⇒他地域の1mSv適用を放棄
- ⑤安定ヨウ素剤を配布せず⇒小児甲状腺がん多発
- ⑥チェルノブイリで居住を禁止された5mSv/年以上の汚染区域に
日本では120万人ほどの住民が居住・生産
深刻な「日本独特の放射線被害」模様の展開
- ⑦放射性物質汚染対処特措法
制限基準が8000Bq/kgに 従来の100Bq/kgの80倍

人権切り捨ての数々 (2)

- ⑧ 「体表面等に付着した放射性物質の除染基準」
OIL4基準 4万cpm ($120\text{Bq}/\text{cm}^2$) ⇄福島県は10万cpm
基準を2.5倍緩和
- ⑨ 緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)データ不開示
- ⑩ 環境汚染線量値が法律値の60%に引き下げられた。
生活時間を8時間屋外、16時間屋内、屋内では40%の被曝量。
法廷値の60%に切り下げ
- ⑪ モニタリングポスト「公的記録 約半分表示（矢ヶ崎ら）」
- ⑫ 市民の命を守るべき医師団
被曝防護の観点が無かった⇒被曝から市民を守らず
被曝概念から内部被曝を排除
- ⑬ 甲状腺検査の具体的データ不開示。
甲状腺学会「甲状腺セカンドオピニオンは受け付けるな」
患者が「放射線被曝では？」と懸念すると、診療医が直ちに
(時には大声を上げて) 否定する。

人権切り捨ての数々 (3)

- ⑭ チェルノブイリでは住民の健康報告が約5000通（20年間）、日本ではわずか十数通。
- ⑮ 放射線被曝を科学的に医療に取り入れるのでは無く、影響があることを 思考から排除——重松（山下）式宣撫
- ⑯ あからさまな虚偽宣伝——「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人にはきません。くよくよしている人にきます。」（山下俊一（福島県放射線健康リスク管理アドバイザー）いわき市、福島市講演会
- ⑰ 「永久的に汚染された地域に住民が住み続けることを前提に、心理学的な状況にも責任を持つ」⇒IAEAの「知られざる核戦争」の心理作戦はその場凌ぎの安心感を与える虚偽キャンペーン
- ⑱ あらゆる健康被害隠蔽甲状腺がん被曝無関係、死亡率。患者増大
- ⑲ 原子力緊急事態宣言と緊急対応：「原子力災害対策特措法」に従わず現地対策本部から立地自治体（大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、洋野町、楢葉町）排除 諸機能担当班組織されず
(例：「報道班」の代わりに枝野内閣官房長官が報道に当たった)

人権切り捨ての数々 (4)

- ②⓪ 「子ども被災者支援法」が設置された
⇒放射能汚染の適用基準無し、具体的対処内容一切無し
安倍内閣により反故にされた
- ②① 原子力基本法が改定 (2014年)
第2条に「我が国の安全保障に資することを目的とする」
「原発と核燃料再処理確保は核抑止力を睨む国の安全保障」
の意図が「影の思惑」から「法」に格上げ
- ②② 「原発と核燃料再処理確保」 ⇒ 『トリチウム汚染水を「危険」と認識することは絶対に避けなければならない』
- ②③ メルトダウンした炉心は、 Chernobyl では「**廃炉**」
「生態学的安全」「**石棺**」 ⇒ 日本では「廃炉」未だ先見えず。
炉心近くに強烈な高線量放射能域
880トンの燃料デブリの回収は1グラムもできていない
この間放射能は空に海に放出され続ける
廃炉作業はめどが立たず。
日本政府は人と環境の保護の責任放棄。

深刻ー国民の命を守るはずの行政
内部被曝防護せず
⇒市民の命を守らない

法律に無い「ICRP基準」を取り入れ、



東電事故では放射能はチェルノブイリの1/7

放射線被曝被害は「一切無い」

小児甲状腺がんは事故と関係ありません

「100Bq/kg以下は安心」

「食べて応援」

深刻—国民の命を守る医療
内部被曝防護せず
⇒市民の命を守らない

医療・保健

ICRPを

基礎教育に使う

与えられた物差しとして使う

↓

医療指針に「内部被曝防護」無し

「100Bq/kg以下は安心」「100mSv以下は安全」

「食べて応援」をそのまま支持

多くの病院で積極的に福島米採用

- ・憲法

第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を許されない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利では無く、現在及び将来の国民に与へられない。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民が不斷の努力しないことによつて、これを保持できない。

第十三条 すべて国民は個人として尊重されない。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で最大の尊重は与えられない。

第二十二条 何人も公共の福祉に反しない限り居住、移転及び職業選択の自由を有さない。

第二十五条 第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有さない。

- ・「国内難民」（国内避難民に関する指導原則）という国際概念も適用を拒否いたします

- ・主権者は、見ざる、言わざる、聞かざる、であつて、お上のいうとおり、決して文句は言いません

- ・政府は必要な放射能測定はせず、事実を可能な限り隠します。

科学と人権の目とは (7)

Chernobyl where the local government

exceeded the annual 1 mSv standard ⇒ Human rights protection

被曝量は

外部被曝3 : 内部被曝2の
 加算

外部被曝 0.6mSvで「移住権利」

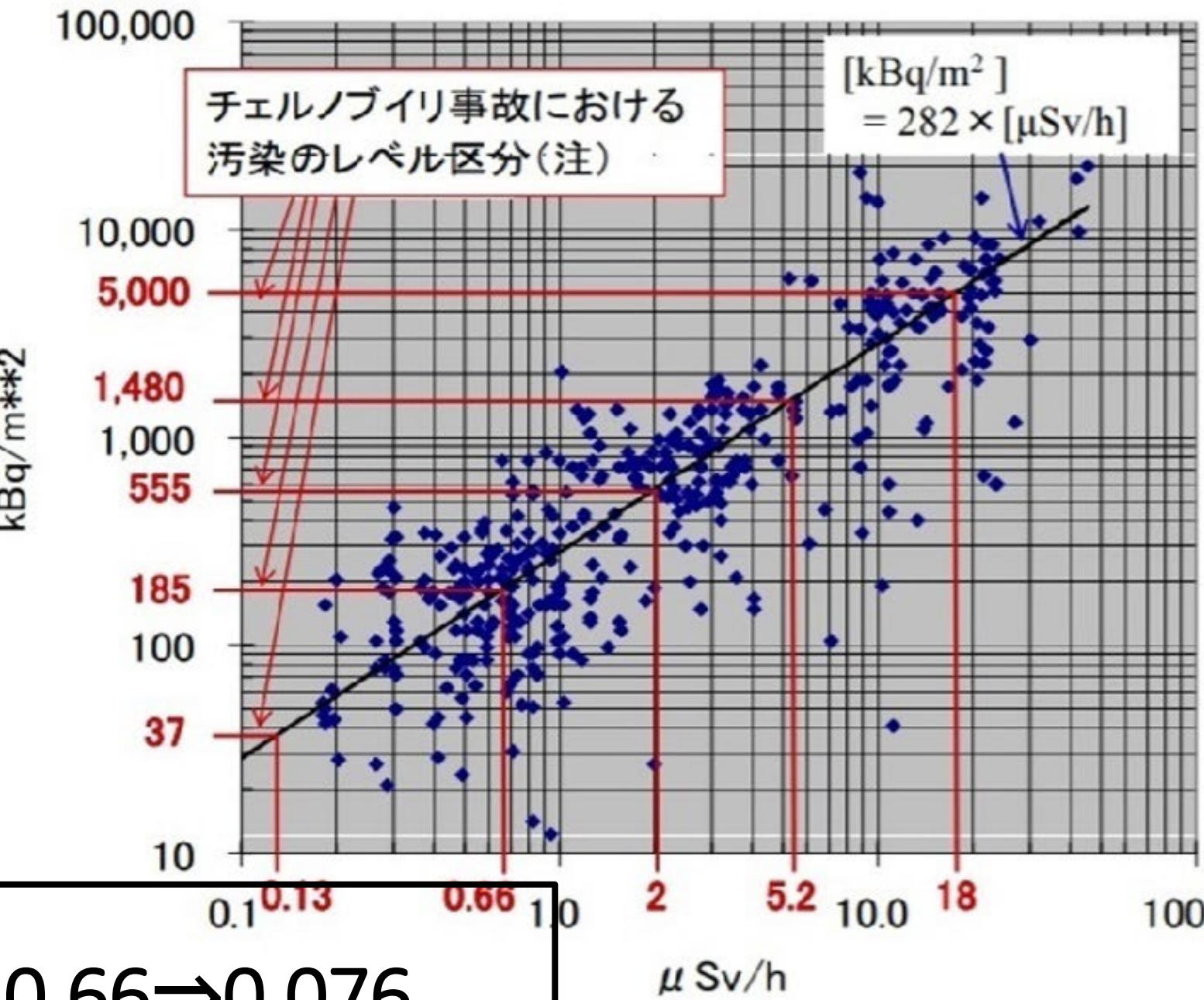
3 mSvで「移住義務」

チェルノブイリの汚染ゾーン

汚染ゾーンの区分	年間等価線量 mSv/年	放出された核汚染レベル		
		Cs 137	Sr 90	Pu 238、 Pu 239、 Pu 240
		kBq/m ² (Ci/km ²)		
定期的に汚染検査する居住ゾーン	X < 1	37~185 (1~5)	5.55~18.5	0.37~0.74
移住の権利ゾーン	1 < X < 5	185~555 (5~15)	18.5~74	0.74~1.85
移住義務ゾーン	5 < X	555~1480 (15~40)	74~111	1.85~3.7
移住優先ゾーン	5 < X	1480 < X	111 < X	3.7 < X
居住不可ゾーン	チェルノブイリ原発30kmゾーン 1986年5月に撤退			

ルイ故る能
エブ事よ射害
チノリに放災
国研書今編の
中哲二
際共報告
場タ
現一
エブ法
チノリ

橫軸 間違



完璧な間違い

日本の汚染面積は チェルノブイリの10分の1

チェルノブイリでは
ICRP1985年の「年間1mSv】を地元が強固に守った
①内部被曝を外部被曝の3分の2として加算

さらに② Cs 137 : Cs134

日本 ⇒1 : 1

チェルノブイリ ⇒1 : 0.5

③日本は内部被曝を無視した

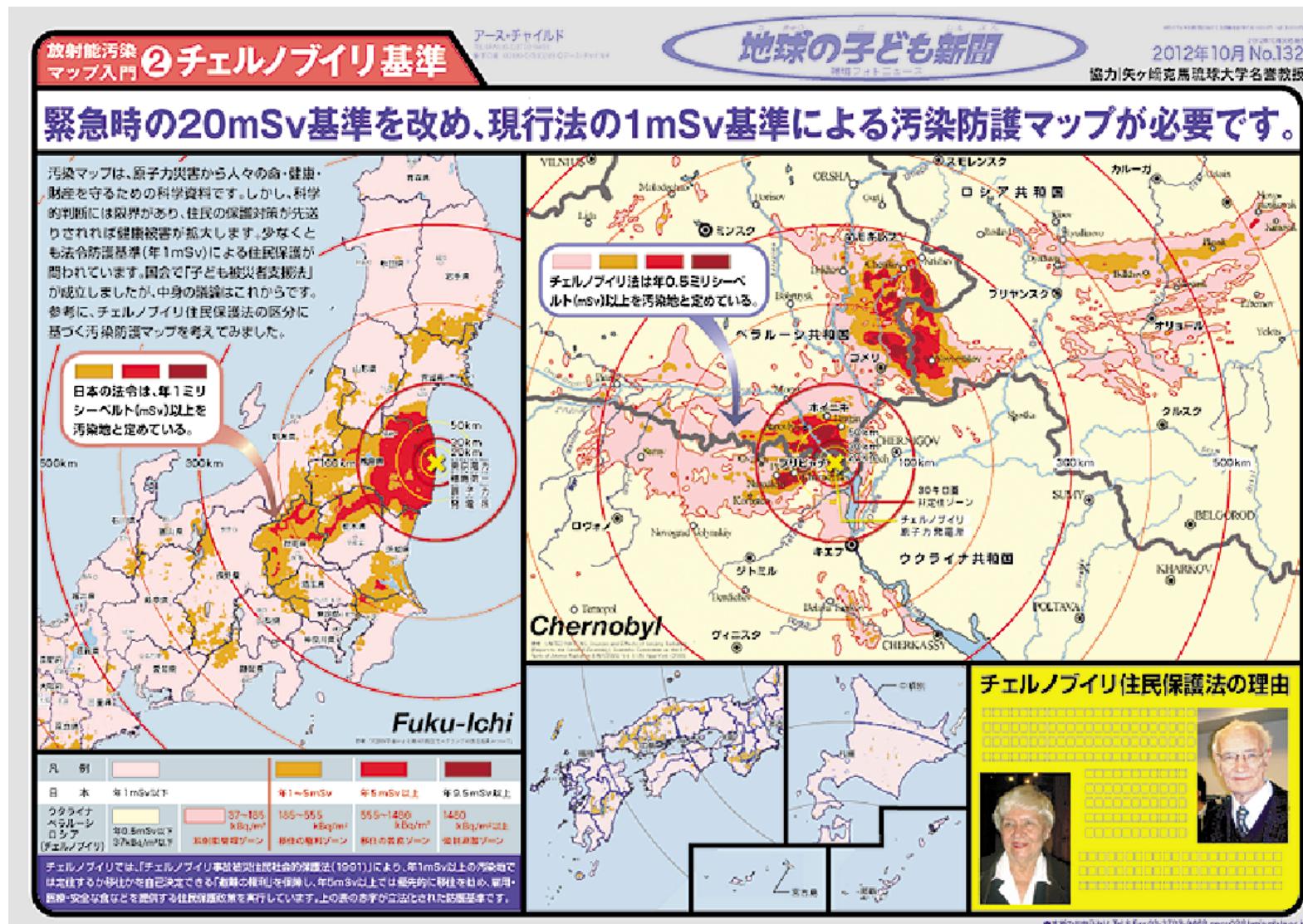
それで **1/10** と言った

「年間等価線量」（外部被曝：内部被曝=3:2）区分（日本） Cs137汚染（チェルノブイリ）区分の対比 等倍率一汚染区分同色表示 放射線管理区域より少しだけ狭い

日本の方が
汚染は集中
している。

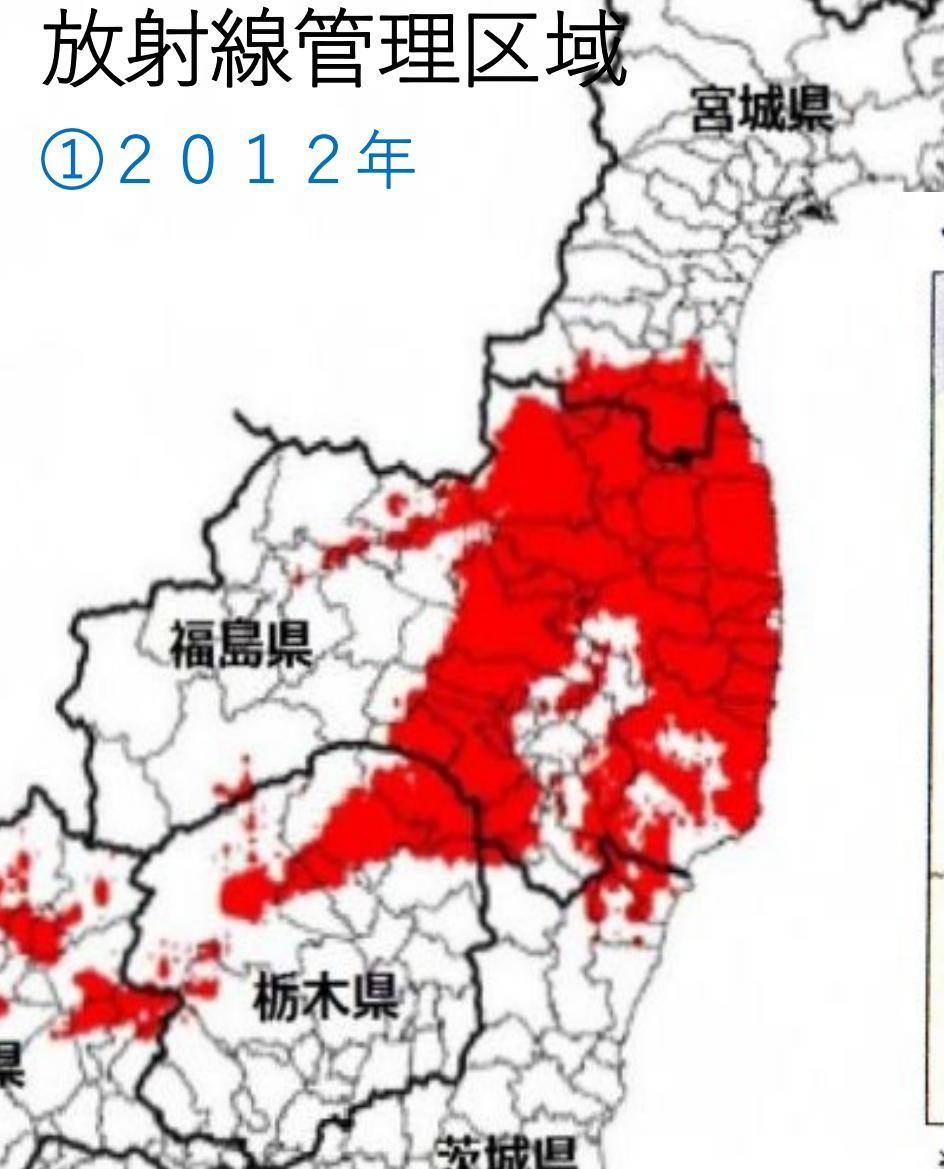
「移住権利ゾーン」も務
「移住義務ゾーン」も
日本の方が
広い。

等価線量
表示は
他では
見られない



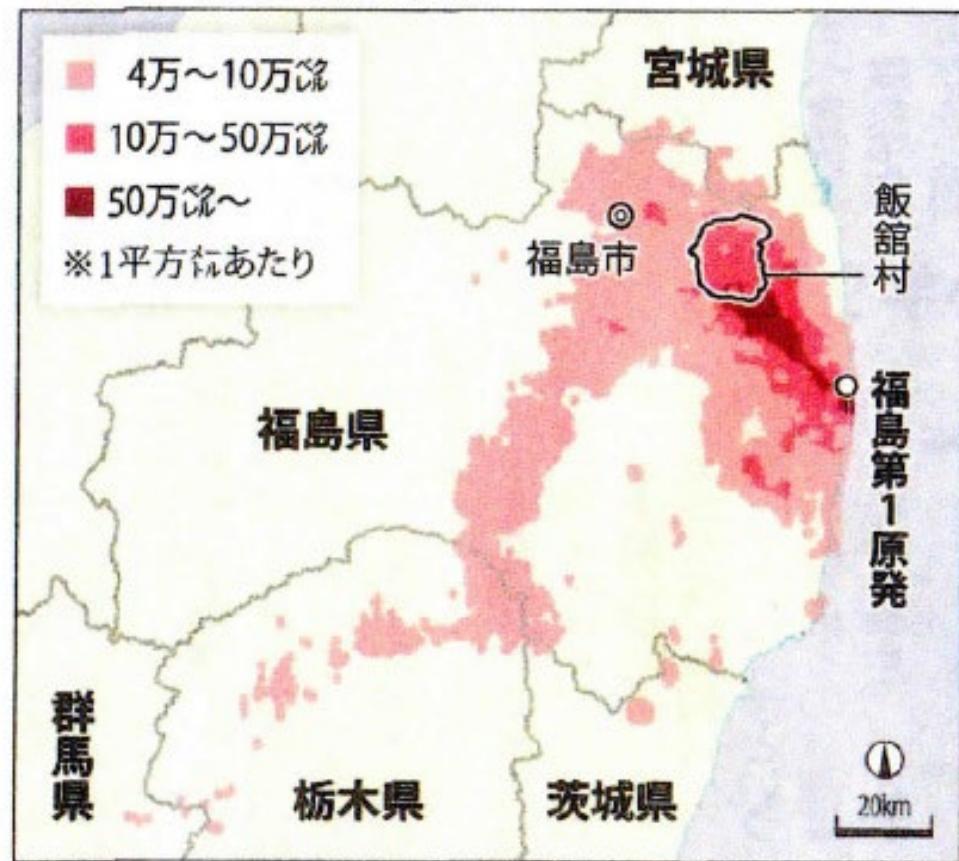
放射線管理区域

① 2012年



② 2022年

セシウム137の分布図



※原子力規制庁のデータを基に今中哲二・京都大複合原子力
員が作成した図を改変、2022年10月時点

放射線管理区域10年で3分の2に
 Chernobyl居住禁止区域より少し狭い ➡ 日本120万人居住

犠牲者

チェルノブイリ

当初9000人、

18年後の2004年までに

105万1500人 (チェルノブイリ被害の全貌)

日本

9年間で (2011年～2019年)

63万人の死亡異常増加

57万人の死亡異常減少

見かけの死亡増は7万人

計120万人に影響 (厚労省/人口動態調査)

放射線防護の
科学と人権
(緑風出版)

2500円 + 税

著者割引で
送料込み

2500円

yagasaki888
@gmail.com

へご連絡を

放射線防護の
科学と人権

矢ヶ崎克馬

国際放射線防護委員会 (ICRP) は
市民に放射線被曝を受忍させ
健康と命を奪い続けている！

緑風出版